

随意契約及び比較見積省略理由書

1. 契約業務名

大和川下流流域下水道 狭山水みらいセンター 脱水設備外補修工事

2. 随意契約理由

本工事は、狭山水みらいセンターに設置されている汚泥脱水・濃縮設備のベルトプレス脱水機及び遠心濃縮機において経年劣化により不具合が発生しているため、不良部品の取替を行い、本来の機能を回復させるものである。

当該設備はいわゆる汎用設備ではなく、製作会社固有の技術に基づいて設計・製作されたものである。

従って本工事を実施するには、設計、製作技術に関する知見、高度な診断能力、不具合に対する処置検討能力及び補修工事に伴う交換部品の入手と熟練した技術者の確保が必要であるため、他者では実施できないものである。

以上のことから、本工事を実施できるのは当該設備の設計・製作・据付を実施した月島 JFE アクアソリューション株式会社（月島機械株式会社から商号変更）から補修業務を委任された月島ジェイテクノメンテサービス株式会社（月島テクノメンテサービス株式会社から商号変更）以外にないため、大阪府との契約窓口である同社大阪支社西日本営業部より見積を徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号の規定により、同者と随意契約を締結するのである。

3. 比較見積省略理由

大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号の規定により、比較見積を省略することとする。